

オーストラリアにおける小麦流通制度自由化と生産状況

加賀爪 優

1 背景と課題

オーストラリアでは、1988年12月に新小麦法案が国会に提出され、1989年7月1日より施行に移された。これにより1948/49年度より続いてきた小麦マーケティング・ボードによる小麦取引の独占は自由化され、国内市場において、小麦農家は、ボードも含めて業者、消費者など誰にでも自由に販売できるようになった。またこれに伴って国内販売価格も、従来は港頭渡し価格から各々の引渡し場所までの運送費を差し引いた水準で一律に決められていたが、今後は各々の市場で自由に決定されるようになった。小麦農家にとって最も影響の大きい変更は最低保証価格(GMP)の実質的廃止である。従来はプール価格(輸出価格と国内販売価格の加重平均価格=これが農家の受取価格になる)が過去3年間の低い方の2年のプール価格と今年予想プール価格との平均値の95%を下回った場合にその差額を補填するという仕組みになっていた。従って、これは農家の所得支持効果に加えて価格及び所得の安定化効果を持っていた。しかし新制度のもとでは、さし当っては、予想プール価格の90%で下支えするが、今後5年間のうちに80%まで(毎年2%ずつ)段階的に削減し、5年後に再び見直すこととなっている。

しかし輸出市場に関しては、従来どおり小麦ボード(AWB)が全ての銘柄の小麦の輸出を一元的に取り扱かうこととされており、それ故、民間輸出業者の自由な参入は今後も許されない。

以上が新小麦取引法の主な変更点であるが、こうした国内市場取引の自由化は、今回の小麦だけではなく、1984年の鶏卵ボードの撤廃、1986年の新酪農制度の採用、1989年の砂糖輸入自由化など、ここ数年のうちに立て続けに実施されてきた。

言うまでもなくこの背景には、幾つかの事情がある。

先ず第一に、1983年の総選挙で長期間続いた保守系のフレーザー首相の率いる自由党・国民党連立政権が敗退し新しくホーク首相の率いる労働党へと政権が交代したことである。日本ほど明確ではないが、オーストラリアではどちらかと言えば、前者の方が農民支持政党である。その為、財政赤字解消策として各種の農業助成は削減され非効率な部門の自由化が強行されつつあるが、マーケティング・ボードによる流通過程の独占がその矢面に立たされることになったのである。

第二にこの新政権のもとで1983年以降、オーストラリアは隣国ニュージーランドとの間で一種の自由貿易協定である経済緊密化協定(CER)を締結した。その過程で各種の市場介入を外して非効率な分野を合理化する必要に迫られていることである。

第三に GATT (貿易および関税に関する一般協定) のウルグアイ・ラウンドにおいて、オーストラリアは、他の主要な農産物輸出国をケアンズに結集して農産物の国際市場の自由化を強く要求しており、そのケアンズグループのリーダーとしてアメリカ、EC および日本に各々補助金付き輸出の撤廃や輸入制限の自由化を求めている。その発端となったのが小麦に関する EC の補助金付き輸出に対してアメリカがその報復措置として輸出拡大計画 (EEP) を採用し、オーストラリアの伝統的な小麦輸出先にまで適用したことである。GATT の場でこうした要求をする以上、自国市場、特に小麦市場に関する市場介入もできるだけ少なくし自由化する必要があるからである。

以上のように、オーストラリアでは従来から小麦は国家貿易品目とされ、その国内流通過程が小麦ボードにより統制されていた点において、ある意味では日本の米に似た状況にあったわけである。わが国において食糧制度が見直され、間接統制や部分管理への移行が議論されつつあるが、こうした時期に一足先に自由化に踏みこんだオーストラリアの小麦の事例を検討することは極めて有意義なことと思われる。

本稿では、こうした背景のもとで採用された新小麦制度について、

- (i) 小麦需給の動向を国内各州間の比較において論じ、
- (ii) 制度変更の国内市場に及ぼす直接的影響と
- (iii) それが貿易動向に波及する間接的効果、

等に関して最新のデータをもとに実証的かつ制度論的に論ずる。

2 豪州小麦ボードの変遷と最近の小麦事情

小麦は、北部特別地域を除く全地域で栽培されており、作付面積、生産量、輸出額の面で、オーストラリアで最も重要な作物となっている。また、小麦収穫量の大部分 (70-80%) が輸出されるので、小麦市場制度は重要な役割を果たしている。オーストラリア小麦ボード (AWB) は、国家安全保証令のもとで、小麦および小麦製品を購入・販売する為に、小麦のハンドリング、貯蔵、出荷などに関する全ゆる業務を担当し、コントロールする為に、1939年9月に制度化された。その後、1948年の小麦産業安定化法により現在のオーストラリア小麦ボードは全ての小麦を確保し、市場に販売できるようになり、第一次の安定化計画を管理するようになった。その財源は、輸出に対する徴収金と政府の補足的支払いとで構成される安定化基金により賄われ、特定量の輸出小麦に対して、生産者に“保証価格”を設定した。1979年までに6つの安定化計画が実施されたが、1979年の小麦販売法は、従来の安定化計画に代わって、無制限量の小麦に保証最低価格計画が適用され、さらに、1982年及び1983年の修正法により、先物市場で機能しうることや海外から金を借りられることを含めて、ボードに金融面で追加的な権限が与えられた。その後、1984年の小麦販売法により、飼料用小麦の国内流通が自由化された。¹⁾

現行制度の下では、小麦がボードに引渡された時点で暫定的最低保証価格の90%が農家に支

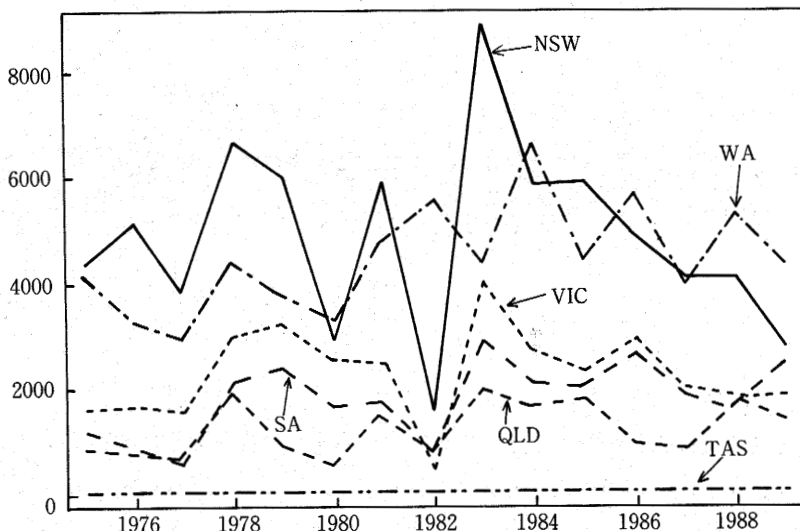
払われ、年度終了後に利益が出ればボードから追加払いが行われる。さらに最終的な清算払いの際に、良質の小麦に対してはプレミアムが支払われる仕組みになっている。

(1) 生産状況

図1から図3は、オーストラリア国内各州における小麦生産状況を示したものである。²⁾ 図1に示されるように、西オーストラリア州とニューサウスウェールズ州で多く生産されている。1980年代に入るまでは、ニューサウスウェールズ州の生産量の方が西オーストラリア州よりも多かったが、最近では、ニューサウスウェールズ州の生産量（および作付面積）が減少傾向にあり、逆に西オーストラリア州では増加している。それ故、この2州の順位が逆転していることが分かる。また、南オーストラリア州を除いて、各州とも1983年以降作付面積を減少させている（図3）。これは、1986年からの世界的なウール・ブームにより羊毛の国際価格が高騰し、オーストラリア国内で小麦から羊毛・羊肉へと生産がシフトしたことが一つの原因となっており、さらにこれに加えて、日本が1991年から牛肉・オレンジの輸入自由化を宣言したことに関連して、小麦から牛肉へも生産がシフトした為、小麦の生産および輸出が減少したのである。この作物転換は、小麦と畜産との混合農業地域の比率が高いニューサウスウェールズ州においてより顕著に生じたことが大きな要因となっている。

また、クィーンズランド州でも1987年以降、小麦生産が増加傾向を示しているが、ビクトリア州と南オーストラリア州ではほぼ横ばいで推移している。タスマニア州ではその面積のみで

図1 各州の小麦生産量（千トン）



注) NSW =ニューサウスウェールズ州、VIC =ビクトリア州、QLD =クィーンズランド州、TAS =タスマニア州、SA =南オーストラリア州、WA =西オーストラリア州
(以下の図においても同様)

図2 各州の小麦単収 (トン/ha)

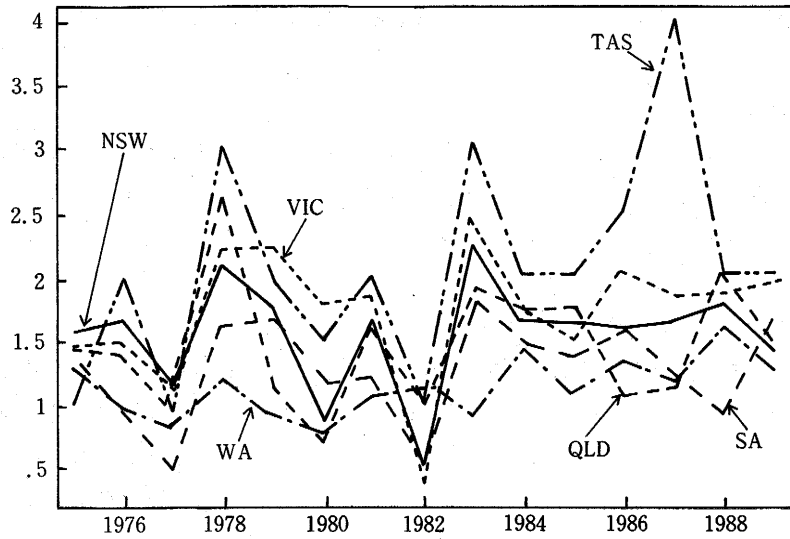
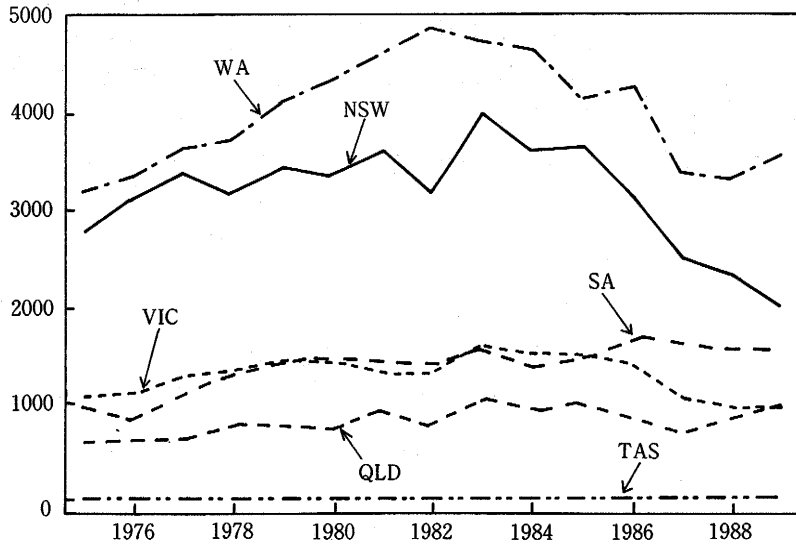


図3 各州の小麦作付面積 (千 ha)



も人口でも、州自体の規模が小さいので、生産量及び作付面積は極めて少なく、歴史的にもタスマン海峡を隔てた隣の州であるビクトリア州からの小麦移入に頼ってきた。

図2は、1975年以降における各州の小麦単位面積当り収量を示したものである。最も単収が高いのは、タスマニア州で、ヘクタール当り2.5トン弱（次いでビクトリア州の2トン）とかなり低い水準にある。これを主要輸出国と比較すると、ECの単収（4.7トン/ha）はアメリカ

その他の輸出国の単収の約2倍となっており、豪州の単収はアルゼンチンやカナダよりも低く五大輸出国の中では最低である。これは、牧草地（羊-小麦地帯）の輪作体系の中で複合的に栽培されている割合が高いためである。³⁾

(2) 輸出状況

オーストラリアでは1982年末に史上希に見る大旱魃に襲われ、その単収は激減し収穫面積も大きく後退した。しかし翌年1983年には史上2番目の大豊作を記録した為、北米の熱波による

図4 主要輸出国の小麦輸出货量（百万トン）

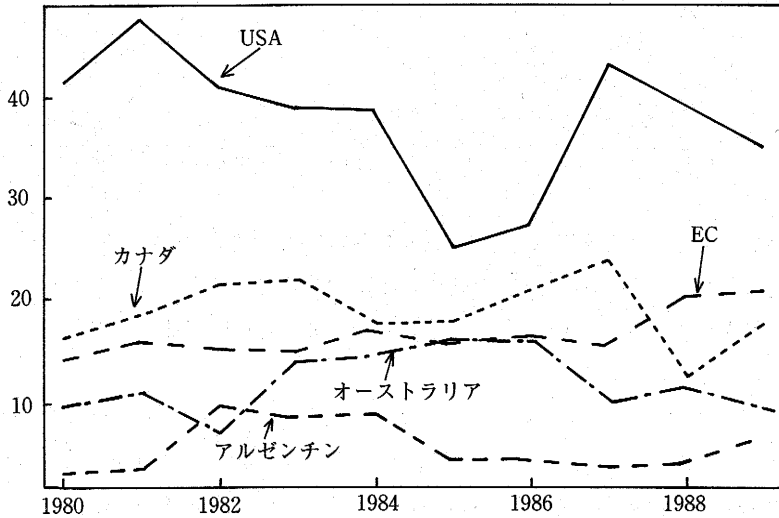


図5 主要輸出国の小麦輸出価格（USドル/トン）

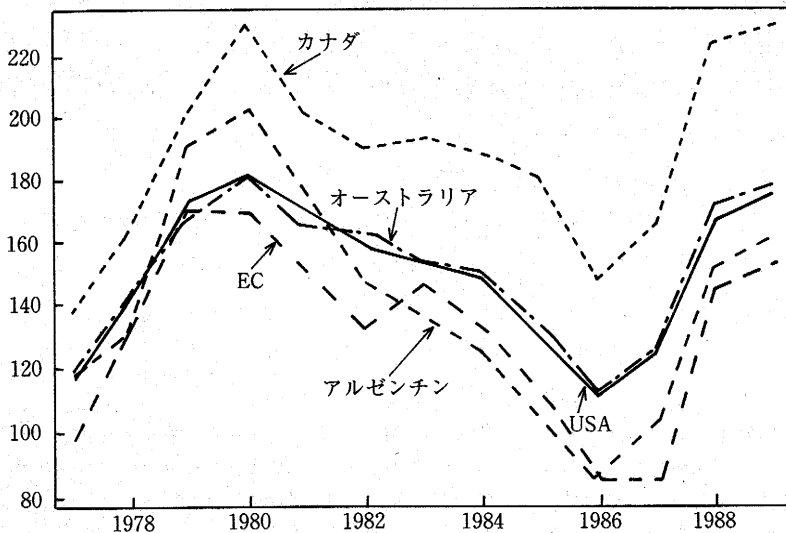
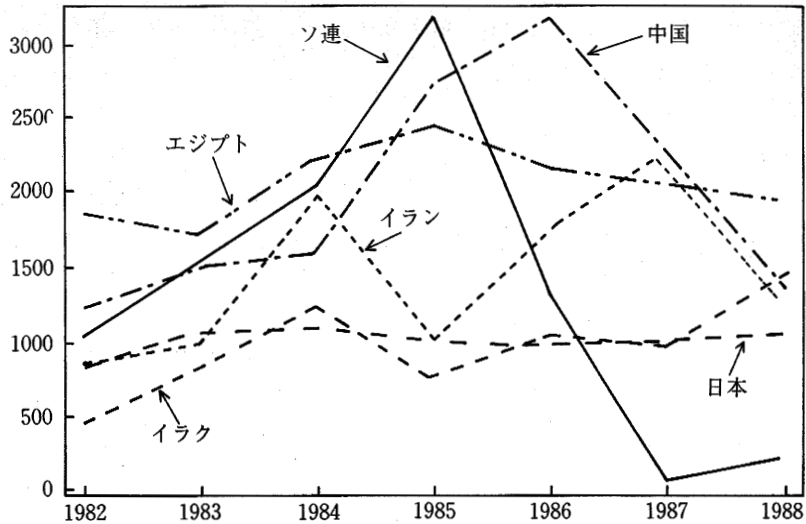


図6 豪州の相手国別小麦輸出量 (千トン)



凶作に起因する輸出減をカバーしてその輸出を飛躍的に増加させた(図4)。1982年に東部諸州が大旱魃に襲われた時にも、西豪州はやや豊作であった。このように、オーストラリアは東西南北に広大な国土を有している為、異常気象の影響が地域的に相殺され易く輸出量は比較的安定的に推移する傾向にある。

図4から図6は主要国の小麦輸出状況を示している。図4において、豪州の小麦の輸出量が1985/86年度以降減少しているが、これには3つの理由がある。まず第一は、1985年にアメリカがECの補助金付き輸出に対する報復措置として輸出拡大計画(EEP)を採用し、両者がいわゆるダンピング輸出を始めた為、小麦の国際価格が下がったことと(図5)、第二には、1986年からのウール・ブームにより羊毛の国際価格が高騰し、オーストラリア国内で小麦から羊毛・羊肉へと生産がシフトしたことである。さらにこれに加えて、日本が1991年から牛肉・オレンジの輸入自由化を宣言したことに関連して、小麦から牛肉へも生産がシフトした為、小麦の生産および輸出が減少したのである。

小麦輸出先については図6に示すように、最大の輸出相手国はエジプトであり、次いで中国、イラン、イラクがほぼ同量で続き、日本、ソ連の順であるが、日本が最も安定的な輸出先となっている。また中国は、1989年の北京の暴動事件以来、豪州の市場としての重要性を減少させた。

- 1) ボードは小麦の輸出のみ統制、小麦製品は統制しない
- 2) 1980年と1983年の熱波および1988年の早魃がアメリカとカナダの生産量に大きな影響を与えたが、その影響は収穫面積に大きく表れており、単位面積当り収量はほぼ一定水準で推移した。
- 3) 豪州の小麦は、一般に軟質と硬質とがあり、前者は麺類用、後者はパン・菓子用に用いられる。豪州の小麦は次の5つに大別されるが、北米産のものに比べて軟質に偏っている。Australian

加賀爪 優：オーストラリアにおける小麦流通制度自由化と生産状況

Prime Hard, Australian Hard, Australian Standard White (ASW), Australian Soft, Australian Durum

3 新小麦市場制度の概要と評価

1988年12月にケリン第一次産業・エネルギー大臣により起案された新小麦法（7法案）が、1989年6月1日に国会を通過し、7月1日より施行された。新制度の目的は次の3点である。1. 財政負担の軽減、2. 流通効率の改善による小麦取引の活性化と競争力強化、3. 小麦ボードの機能を「生産者の利害の代弁者」としての機能から民間企業としての機能へと転換させる。また、この制度改正の過程で2つの諮問委員会から提案がなされた。一つは、産業援助局（IAC）の答申によるものであり、小麦ボードの独占的な販売体制及び小麦取引の仕組みそのものに関する規制緩和である。さらにもう一つは、王立委員会（Royal Commission）の報告書に基づくもので、輸送・保管システムに関する規制緩和である。新制度は両提案を折衷したものと

表1 小麦市場流通制度の新旧比較

項目	旧制度	新制度
1)国内取引	AWBによる州内独占。但し飼料用については許可制で農民から直接、業者・ユーザーに販売可。	自由化。AWBも含めて業者・ユーザー誰にでも農民は販売できる。
2)国内販売価格	一律トン229豪ドル(港頭渡し)から各々の引渡し場所までの運送費を引いたもの	自由化。
3)国のAWB借入金に対する保証	予想プール金額の95%。	予想プール金額の90%。但し5年間で80%に段階的に削減し、5年後に見直し
4)国の農民に対する価格保証	GMP(最低価格保証)制度。過去3年間の低い方の2つと、その年の予想プール価格との平均に対して95%	廃止。実質的には、上記3)となる。
5)産業基金	なし。	上記3)の削減分をカバーするものでAWBに産業基金の設立を要求。(販売先如何に拘らず、プール価格の2.5%を農民が拠出する事を検討中)
6)AWBの農民に対する支払い方法	全てのプール制で、1回目は暫定GMPの90%を受渡後直ちに、2回目は1回目とGMPとの差額を3月に、最終はAWBが完売後。	受渡後直ちに全額支払うCASH制をPOOL制と合わせ導入(農民のオプション)。POOL制の場合、1回目は国の保証金額(予想プールの90%)の80-90%、2回目はその差額に、運送費/プロテイン格差の調整をおこむ事、AWB検討中。
7)輸出	全ての銘柄、AWBの独占。	不変。
8)AWBの役割	国内・輸出を問わず、受け入れ/保管/販売全てのAWBの独占で、小麦だけに限定。	国内・輸出を問わず、全ての農産物の取扱い及び付加価値産業も含めた合併事業への参加が可能。
9)保管運送	各州政府所有の保管施設、鉄道(南オーストラリア州ではトラック運送も可)の使用を義務付け。	自由化。最も安い方法の使用と言うだけで明細は未定。
10)ボード・メンバーの選定	農民代表6名、GCA(豪州穀物協議会)の選考委員会指名による4名、第1次産業・エネルギー大臣指名による議長の計11名。	GCAの選考委員会指名による8名、第1次産業・エネルギー大臣指名による議長、政府側代表1名、社長の計11名。

なっている(表1)。これらの規制緩和により、トン当たり10ドルのコストダウンが見込まれており、ケリン一次産業大臣はこれら全体の効率化により約1億ドルのコスト軽減を見込んでいる。

図7 各種の小麦価格(豪ドル/トン)

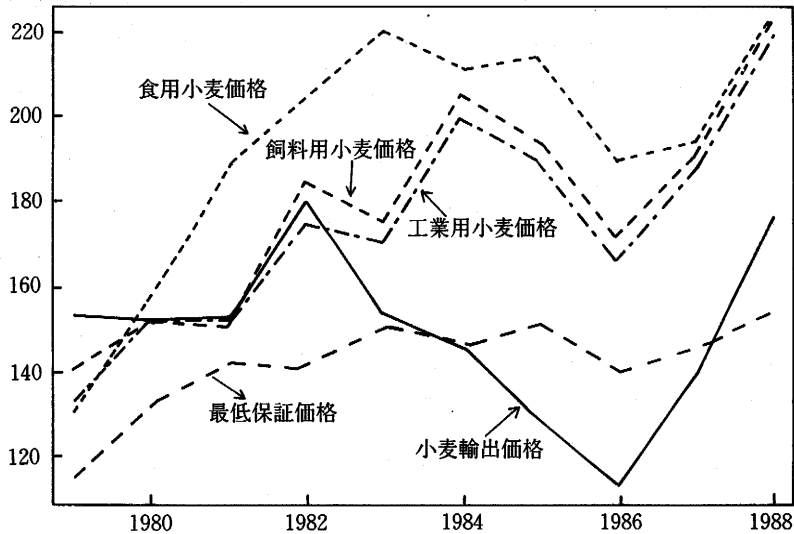
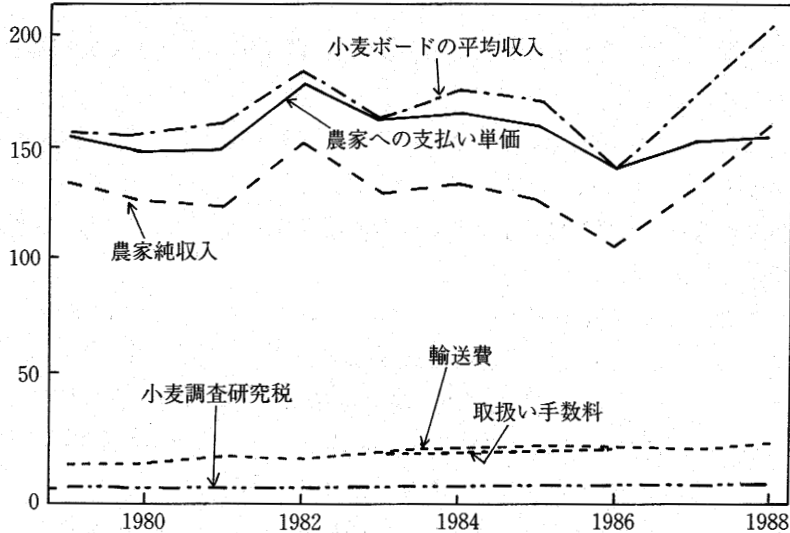


図7は、小麦市場価格と政策価格の動向を示したものである。つまり、食用小麦価格、工業用小麦価格、飼料用小麦価格、小麦輸出価格(FOB)および最低保証価格の動向を示している。この図から、1986年のアメリカとECの輸出補助金によるダンピング輸出が、豪州の輸出用小麦はもちろんのこと、国内市場向け(食用、飼料用、工業用)小麦の価格にも大きな下落要因となったことが確認される。この年、ボードのプール価格は最低保証価格を下回り、政府資金により2億ドルの赤字を補填した。

図8は、小麦ボード及び農家の出荷トン当り平均収入と諸経費を示したものである。1986年に小麦ボードの平均収入(プール価格)は農家への支払い単価を下回り、初めて赤字となった。農家への支払い価格から取扱手数料と輸送費と小麦調査研究税2.5%(小麦の調査・研究に0.5%、小麦基金に2.0%を充当)を控除して品質プレミアムを加えた額が農家の純収入となるが、1986年には最低となっている。このことから、1986年にピークに達したECの補助金付き輸出とその報復措置としてのアメリカの輸出拡大政策がオーストラリアにとって如何に大きな打撃となったかが確認される。このことが、今日のガット・ウルグアイラウンドへと発展したことは周知の通りである。

図8 小麦ボード及び農家の平均収入と諸経費(豪ドル/トン)



4 小麦市場モデルの構築

本節では、以上に示した小麦流通制度の自由化の影響を検討する為に、その需給モデルを構築する。サンプル期間は1975年から1989年であり、8本の構造方程式と6本の定義式とからなる。尚、ボードによる小麦産業安定化計画は5年から6年毎に改訂される為、データの不連続があるので、ダミー変数という形で対処した。

以下は、モデルの構造方程式の説明とその推定結果を示したものである。また図9はモデルのフローチャートを示している。

〈構造方程式の説明〉

①小麦作付面積

小麦の作付地域は羊毛の生産地帯でもあり、その作付面積は小麦と羊毛との相対価格に影響される。それ故、小麦の作付面積は、前年度の小麦価格(最低保証価格)と羊毛価格との相対比率、1期前的小麦作付面積で説明される。

②小麦単位面積当り収量

小麦の単収は、主に気象変動による不確定要因に左右される。ここでは、トレンドと干ばつ、洪水などの異常気象の年次に対応するダミー変数とで説明される。

③小麦の生産量は作付面積に単収を掛けた式で定義される。

④小麦の供給量は、生産量に期首在庫を加えたもので定義される。

- ⑤食用小麦の一人当り消費量は、食用小麦国内消費者価格と一人当り実質可処分所得とで説明される。
- ⑥飼料用小麦の一人当り消費量は、飼料用小麦国内消費者価格と一人当り実質可処分所得とで説明される。
- ⑦工業用小麦の一人当り消費量は、工業用小麦国内消費者価格と一人当り実質可処分所得とで説明される。
- ⑧小麦の期末在庫は、小麦総供給量から3つの用途の需要量を差引き、さらに輸出量を引いた残余として定義される。
- ⑨小麦の最低保証価格（WHGMP）は、アメリカのローンレート（WLR）とアメリカの期首在庫（WTBSUS）、前期の最低保証価格およびダミー変数で説明される。
- ⑩小麦の輸出量（WHTXQ）は、小麦輸出価格と輸送運賃およびトレンドで説明される。
- ⑪農家保有量は、飼料用小麦価格と小麦最低保証価格（ともに消費者物価指数で実質化済み）およびトレンドと異常気象年ダミーで説明される。
- ⑫国内市場価格は、食用小麦価格、飼料用小麦価格および工業用小麦価格の（各々の需要量をウェイトとする）加重平均価格として定義される。
- ⑬農家平均収入は、国内市場価格からボードの手数料と輸送料および調査研究税を引いたものに平均以上の品質の小麦生産者に対して支払われる小麦プレミアムを加算したものと定義される。
- ⑭ボードの取扱比率は、生産量から輸出に回る量を引いた数量に占める国内市場へのボードによる販売量比率として定義される。

《モデルの推定結果》

①小麦作付面積

$$WHTA = .796 + 2.17 * WHGMP(-1) / WLP(-1) + .828 * WHTA(-1)$$

$$(.44) \qquad (5.46)$$

$$RR = .652 \quad DW = 1.80 \quad H = -1.12$$

②小麦単収

$$WHTY = .592 + .010 * TRD - .454 * DM72 - .435 * DM77 - .445 * DM80 - .656 * DM82$$

$$(1.95) \quad (2.47) \quad (-2.48) \quad (-2.37) \quad (-2.41) \quad (-3.52)$$

$$RR = 0.557 \quad DW = 2.35$$

③小麦生産量

$$WHTQ = WHTA * WHTY$$

加賀爪 優：オーストラリアにおける小麦流通制度自由化と生産状況

④小麦総供給量

$$WHTS = WHTQ + WSTK(-1)$$

⑤食用小麦需要量

$$WHCQ2/POP = .007 - 3.608E-05 * WFOHCP + 6.550 * GDP/POP/CPI$$

(.32) (-.32) (7.38)

$$RR = 0.936 \quad DW = 3.35$$

⑥飼料用小麦需要量

$$WHCQ3/POP = -.011 + 6.042E-05 * WFEHCP + 2.051 * GDP/POP/CPI$$

(-2.14) (2.18) (12.3)

$$RR = 0.978 \quad DW = 2.44$$

⑦工業用小麦需要量

$$WHCQ4/POP = .113 - 6.385E-04 * WHTIDP + 4.209 * GDP/POP/CPI$$

(1.11) (-1.12) (1.72)

$$RR = 0.528 \quad RR = .339 \quad DW = 3.18$$

⑧小麦在庫量

$$WSTK = WHTS - WHCQ2 - WHCQ3 - WHCQ4 - WHTXQ$$

⑨最低保証価格

$$WHGMP = 6.700 + 15.243 * WLR - .151 * WTBSUS - 5.017 * DM77 + 8.704 * DM80 + .649 * WHGMP(-1)$$

(1.13) (1.66) (-.49) (-.58) (1.08) (2.81)

$$RR = 0.975 \quad DW = 2.10$$

⑩輸出量

$$WHTXQ = -41821 + 6.469 * WXP - 122.647 * WFRT + 669 * TRD$$

(-1.09) (.12) (-.18) (1.17)

$$RR = 0.409 \quad DW = 2.35$$

⑪農家保有量

$$GRHDQ = 15551.1 - 2871 * WFEHCP/CPI - 22601 * WHGMP/CPI - 391 * DM84 - 134 * TRD$$

(2.74) (-.66) (-2.39) (-1.94) (-2.40)

$$RR = 0.782 \quad DW = 2.31$$

⑫国内市場価格

$$\text{WHDMP} = (\text{WFOHCP} * \text{WHCQ2} + \text{WFEHCP} * \text{WHCQ3} + \text{WHTIDP} * \text{WHCQ4}) / (\text{WHCQ2} + \text{WHCQ3} + \text{WHCQ4})$$

⑬農家平均収入

$$\text{GRRTN} = \text{WHDMP} - (\text{BHACHG} + \text{RFRT} + \text{RESTAX}) + \text{WPRM}$$

⑭ボード取扱比率

$$\text{AWBRT} = ((\text{WHTQ} - \text{GRHDQ} - \text{WHTXQ}) / (\text{WHTQ} - \text{WHTXQ})) * 100$$

ここで R R は決定係数、DW はダービン・ワトソン値、H はダービンの h 検定量であり、右辺にラグ付き従属変数を含む推定式の誤差項の系列相関に関する検定値を示している。また係数推定値の下の括弧内の数値は t 値を示している。

〈変数の説明〉

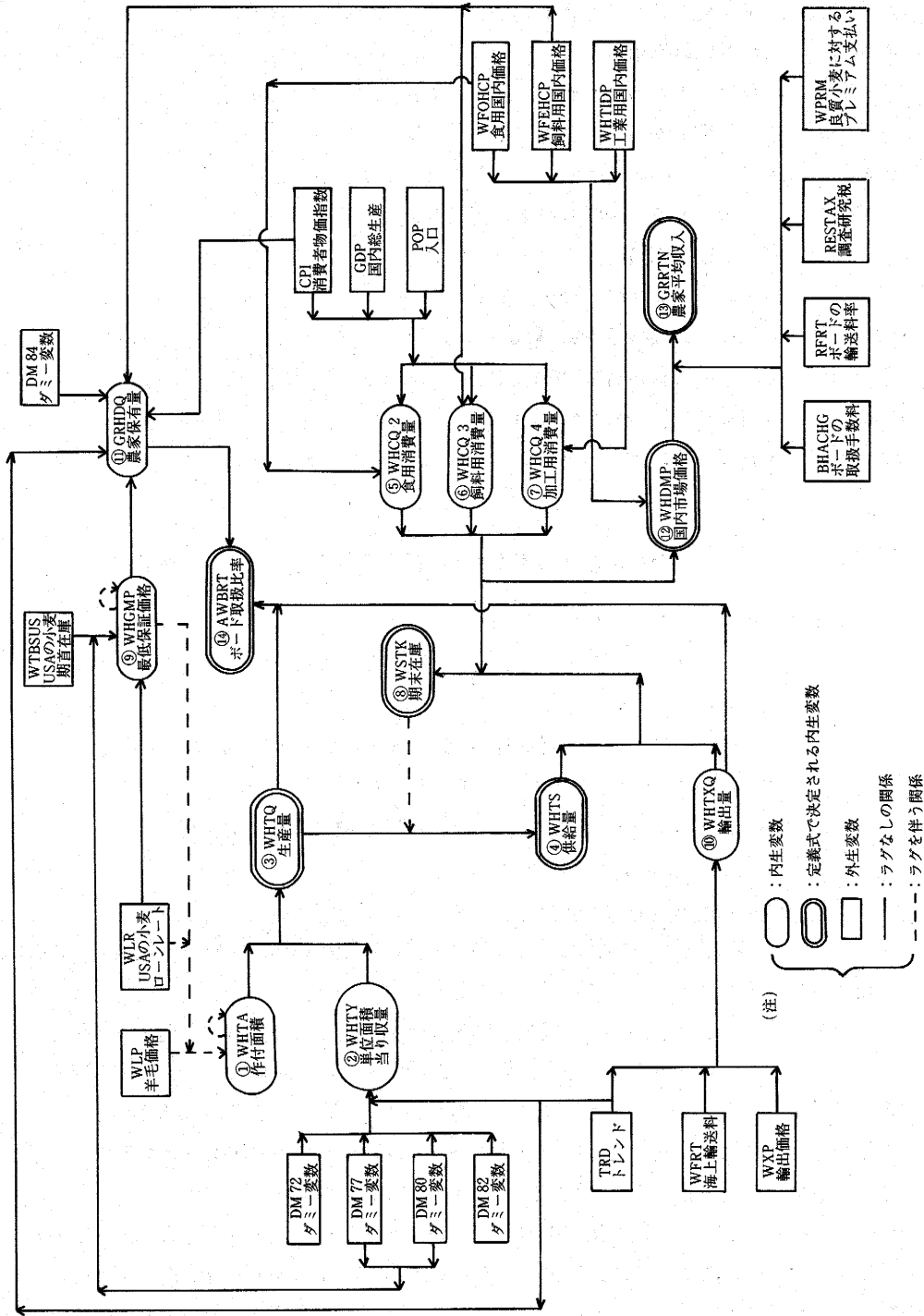
[内生変数]

- ①WHTA = 小麦の作付面積 (千ha)
- ②WHTY = 小麦の単位面積当り収量 (トン/ha)
- ③WHTQ = 小麦の生産量 (千トン)
- ④WHTS = 小麦の供給量 (千トン)
- ⑤WHCQ2 = 食用小麦の消費量 (千トン)
- ⑥WHCQ3 = 飼料用小麦の消費量 (千トン)
- ⑦WHCQ4 = 加工用小麦の消費量 (千トン)
- ⑧WSTK = 小麦の期末在庫 (千トン)
- ⑨WHGMP = 小麦の最低保証価格 (豪\$ / トン)
- ⑩WHTXQ = 小麦の輸出量 (千トン)
- ⑪GRHDQ = 農家保有量 (千トン)
- ⑫WHDMP = 国内市場価格 (豪\$ / トン)
- ⑬GRRTN = 農家平均収入 (豪\$ / トン)
- ⑭AWBRT = ボード取扱比率 (%)

[外生変数]

- ①WLP = 羊毛価格 (豪セント / トン)
- ②TRD = トレンド
- ③DM72... = ダミー変数 (DM 以下の 2 桁の数字を下 2 桁とする西暦年以後を 1、それ以前を 0 とするダミー変数)
- ④POP = 人口 (千人)

図9 小麦市場モデルのフローチャート



- ⑤WFOHCP = 食用小麦の国内価格 (豪\$ / トン)
- ⑥GDP = 国内総生産 (百万豪\$)
- ⑦CPI = 消費者物価指数
- ⑧WFEHCP = 飼料用小麦の国内価格 (豪\$ / トン)
- ⑨WHTIDP = 工業用小麦の国内価格 (豪\$ / トン)
- ⑩WLR = アメリカの小麦ローンレート (US\$ / ブッシェル)
- ⑪WTBSUS = アメリカの小麦期首在庫 (百万トン)
- ⑫WXP = 小麦輸出価格 (豪\$ / トン、fob)
- ⑬WFRT = 小麦海上輸送料 (豪\$ / トン)
- ⑭BHACHG = ボードの取扱手数料 (豪\$ / トン)
- ⑮RFRT = ボードの輸送料率 (豪\$ / トン)
- ⑯RESTAX = 調査研究税 (豪\$ / トン)
- ⑰WPRM = 良質小麦に対するプレミアム支払い (豪\$ / トン)

5 新小麦市場制度の効果に関するシミュレーション分析

本節では、以上のモデルを用いて新制度への変更の効果に関するシミュレーションを行う。その際、次の4つのケースを想定する。モデルの詳細は前節に示したとおりである。

(0) 旧制度のケース

(I) 最低保証価格をプール価格推定額の95% (1988) から90% (1989)、80% (1994) と毎年2%ずつ下げるケース

(II) 小麦販売税 (小麦産業基金+小麦研究税) を2.5%の従価税として徴収するケース

(III) 上記を組み合わせたケース

ケース(0)は従来の制度の場合であり、(I)と(II)は新制度の一部を反映したものであり、(III)が新制度に対応したケースである。

以上の想定のもとで、図10は小麦生産農家の平均収入 (受取単価) の動きを示したものである。1988年までが現実値であり、1989年から2000年までが予測値である。従来の制度に比べて新制度 (ケースIII) のもとでは、小麦生産農家の平均収入はより低い水準で推移することが予測される。これは、最低保証価格の暫時的引き下げに加えて小麦産業基金への積立と小麦研究税とが小麦販売税として新たに徴収されることによるものである。

次に、小麦ボードの取扱い比率の推移について予測したのが図11である。国内流通が自由化された1989年以降については、従来の制度が存続した場合には90%台で推移するのに対して、新制度のもとでは80%から70%近くまで低下することになる。尚、1989年の自由化以前の時期においても、収穫量のうち、自家消費用と種子用などの自家保有量があるのと、1984年以降は

図10 農家平均収入（豪ドル/トン）

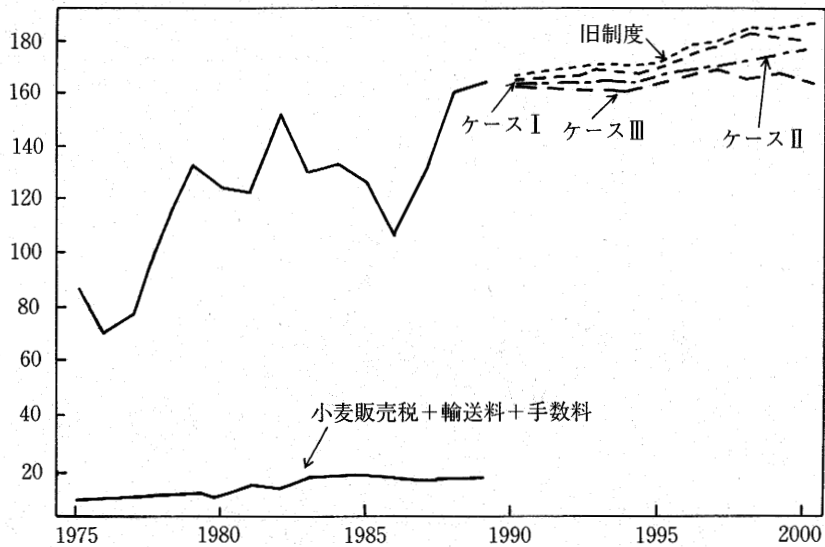
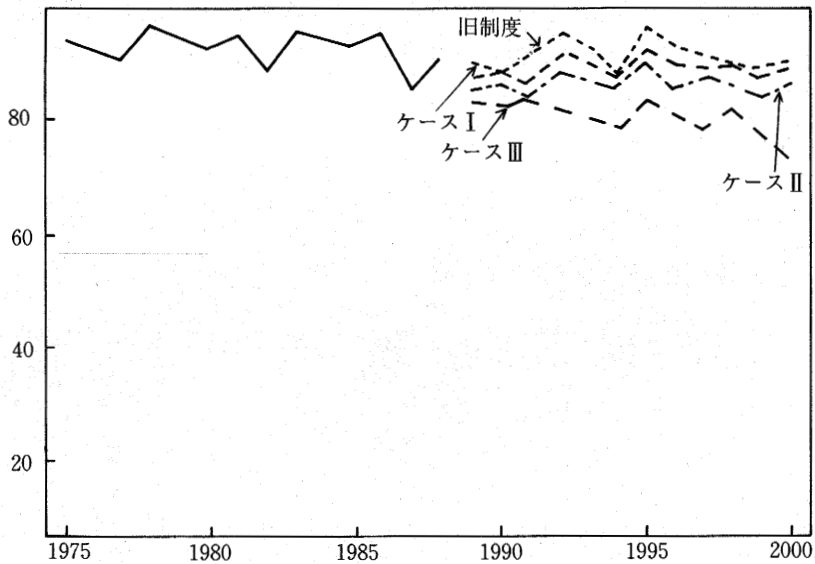


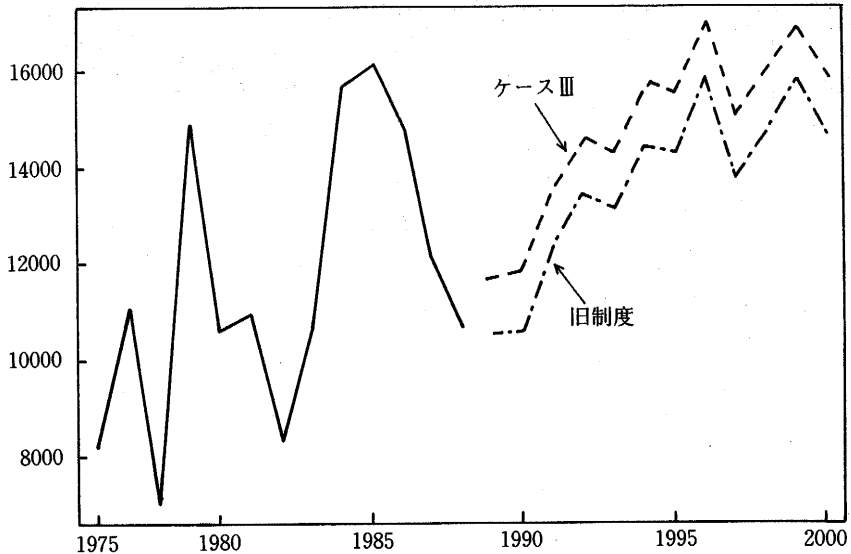
図11 小麦ボード取扱比率（%）



飼料用の小麦については小麦ボード以外の飼料加工業者に販売してもよくなったためボードの取扱比率は100%を下回っている。

次に輸出に関する予測を示したのが図12である。このモデルにおいては、オーストラリアは国際市場に於ける輸出シェアから判断してプライステイカーと想定しているの、制度変更による輸出価格への影響はないが、流通経費効率化により競争力が増し輸出増大効果が生じるこ

図12 小麦輸出量 (千トン)



とが示される。

最後に、小麦国内価格の不安定性については、1989年以降の計算値について、従来の制度のケースの市場価格の変動係数は0.23となるのに対して、新制度のケースの市場価格の変動係数は0.31となり、価格が若干変動的になることが示される(表2)。これは、小麦ボードによる価格安定化機能が弱められることを示唆している。

表2 小麦国内市場価格の変動係数

旧制度のケース	0.23
ケース III	0.31

参考文献

- [1] ABS, Yearbook Australia, (various issues)
- [2] ABARE, Quarterly Review of Rural Economy, (various issues)
- [3] ABARE, Commodity Statistical Bulletin, (various issues)
- [4] AWB, Annual Report, (various issues)
- [5] 加賀爪 優「豪州における小麦流通制度自由化と貿易政策」『農業経済研究』第62巻第2

加賀爪 優：オーストラリアにおける小麦流通制度自由化と生産状況

号(1990年度 日本農業経済学会 報告要旨)

- [6] 日本貿易振興会「農林水産物の貿易」(各年版)
- [7] USDA, ERS, "Wheat -- Situation and Outlook" (various issues)
- [8] USDA, FAS, "Foreign Agricultural Circular -- Grains" FG 8-86, August 1986
- [9] 輸入食糧協議会「オーストラリアにおける麦類の制度」糧栄双書17、1981年8月